

住宅瑕疵担保責任任意保険
不同沈下事故に係る上乗せ補償特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 この特約が付帯された保険契約において、住宅瑕疵担保責任任意保険普通保険約款（以下「普通任意保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する保険事故のうち、基礎または基礎ぐいの瑕疵に起因して付保住宅に不同沈下が発生した場合（以下「不同沈下事故」といいます。）において、同条の損害について上乗せ保険金を支払います（不同沈下事故に係る損害に限ります。）。

(用語の定義)

第2条 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 上乗せ保険金

当社が普通保険約款および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を超えて、この特約条項の規定により支払う保険金をいい、上乗せ保険金の額は次の算式によって算出した額とします。

第4条（1付保住宅当たりの保険金支払方法および支払限度額）第1項から第3項までの規定に基づき算出した保険金の額 - この特約条項が付帯されないものとして算出した保険金の額 = 上乗せ保険金の額

(2) 事故原因調査費用

保険事故が発生したことにより付保住宅の修補が必要となる場合において、保険事故が発生した原因の調査に要する費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限ります。

(損害の範囲)

第3条 この特約が付帯された保険契約において、当社が保険金を支払うべき損害の範囲は、普通保険約款第5条（損害の範囲）に掲げる費用または損害賠償金のほか、事故原因調査費用を含みます（不同沈下事故の調査に係る費用に限ります。）。

(1付保住宅当たりの保険金支払方法および支払限度額)

第4条 当社が支払うべき前条の保険金の額は、普通保険約款第6条（1付保住宅当たりの保険金支払方法および支払限度額）第1項の規定において、「縮

小てん補割合 80%」とあるのを「縮小てん補割合 80% (ただし、不同沈下事故に係る費用または損害賠償金については 100%とします。)」と読み替えて適用します。

- 2 当社が支払うべき事故原因調査費用および普通保険約款第 5 条 (損害の範囲) 第 2 号に係る第 6 条第 2 項の保険金の額は、次に掲げる住宅の種類に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 戸建住宅の場合

- 調査に必要な実額とし、1 回の保険事故につき両費用を通算して、1 住戸あたり 200 万円を限度とします。ただし、1 回の保険事故に不同沈下事故と不同沈下以外の保険事故が含まれる場合は、不同沈下以外の保険事故について、普通保険約款第 6 条 (1 付保住宅当たりの保険金支払方法および支払限度額) 第 2 項の規定を適用し、不同沈下事故および不同沈下以外の保険事故を通算して上記限度額を適用するものとします。

- (2) 共同住宅の場合

- 調査に必要な実額とし、1 回の保険事故につき両費用を通算して、1 住棟あたり 200 万円を限度とします。ただし、1 回の保険事故に不同沈下事故と不同沈下以外の保険事故が含まれる場合は、不同沈下以外の保険事故について、普通保険約款第 6 条 (1 付保住宅当たりの保険金支払方法および支払限度額) 第 2 項の規定を適用し、不同沈下事故および不同沈下以外の保険事故を通算して上記限度額を適用するものとします。

- 3 普通任意保険約款第 6 条 (1 付保住宅当たりの保険金支払方法および支払限度額) 第 4 項の規定にかかわらず、不同沈下事故が発生した場合に、当社が 1 付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金の額は、普通任意保険約款第 5 条 (損害の範囲) に掲げる費用または損害賠償金、および事故原因調査費用を通算して、戸建住宅の場合は 5,000 万円、共同住宅の場合は 3,000 万円を限度とします。ただし、不同沈下事故と不同沈下以外の保険事故が発生した場合は、不同沈下以外の保険事故について、普通任意保険約款第 6 条 (1 付保住宅当たりの保険金支払方法および支払限度額) 第 4 項の規定を適用し、不同沈下事故および不同沈下以外の保険事故を通算して上記限度額を適用するものとします。

- 4 当社が本保険証券で支払うべき上乗せ保険金の総額は、当社が同一事業年度 (4 月 1 日から 1 年の間とします。) に締結したすべての住宅瑕疵担保責任保険契約および住宅瑕疵担保責任任意保険 (以下「住宅瑕疵担保責任保険契約等」といいます。) により保険期間を通じて支払われる上乗せ保険金を通算して、20 億円を限度とします。

- 5 当社が同一事業年度の間に関社に報告がなされたすべての保険事故に対して支払う上乗せ保険金の総額は、当社が締結した住宅瑕疵担保責任保険契約等により支払われる上乗せ保険金を通算して、20億円を限度とします。
- 6 当社が1被保険者に対して発行する保険証券の数にかかわらず、当社が1被保険者に対して支払う上乗せ保険金の総額は、同一事業年度中にこの特約条項が付帯された保険証券が発行された付保住宅に係る上乗せ保険金を通算して1億円または当該事業年度に引き渡したこの特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等の上乗せした保険金額を通算した金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

(普通任意保険約款の読み替え)

第5条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通任意保険約款第7条(1被保険者あたりの保険金支払限度額)第1項各号の規定中「当該事業年度に引き渡した付保住宅の保険金額」とあるのは、「当該事業年度に引き渡した付保住宅の保険金額(この特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等については、この特約条項が付帯されないものとした場合の保険金額とします。)」と読み替えて適用します。

- 2 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通任意保険約款第7条(1被保険者あたりの保険金支払限度額)および第8条(共同住宅にかかる保険金支払限度額)の規定中「保険金」とあるのは、「保険金(上乗せ保険金を除きます。)」と読み替えて適用します。

(発注者等の直接請求権との関係)

第6条 上乗せ保険金については、住宅瑕疵担保責任任意保険 故意・重過失の損害の担保に係る特約条項第1条(保険金を支払う場合)の規定を適用しません。

(普通任意保険約款および他の特約条項との関係)

第7条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通任意保険約款および他の特約条項の規定を適用します。